

令和7年9月期 和泊町農業委員会定例総会議事録

1. 開催場所：和泊町役場 議会議場 令和7年9月24日(水) 午前9時00分～

2. 出席者：

農業委員(12名)

野村会長 加納委員 大福委員 大里委員 松田委員 三島委員 今井委員
山田(定)委員 榮委員 山田(兼)委員 皆吉委員 村山委員

推進委員(2名)

久富委員 亘委員

欠席者：

東委員 川畠委員

3. 議事日程

- (1) 議案第27号 農地法第3条の規定による許可について
- (2) 議案第28号 農地中間管理の推進に関する法律第18条及び19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について
- (3) 議案第29号 農地のあっせん申出の受理及びあっせん委員の選任について

4. 報告

- (1) 営農計画書の届出書による農地台帳作成に関する報告について
- (2) 合意解約に関する報告について
- (3) 農地法第3条の3第1項の規定(相続)による報告

5. その他

- (1) 令和7年度農地利用最適化推進会議について
- (2) 農業委員会の法令遵守の実施および今後の対応について
- (3) 次期総会について
日 時：10月23日(木) 午前9時～
場 所：和泊町議会議場(役場2階)
議案締切り：10月15日(水)
現地確認：10月16日(木) 午後1時30分～
議案発送：10月20日(月)

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 先田 資秀 事務局主査 三島 いずみ
事務局主査 先山 照子 制作者 辻井 理恵

○先田局長

おはようございます。時間になりましたので始めたいと思います。

本日の出席人数は 12 名で定足数に達しておりますので、本日の総会は成立します。

それではただいまより、令和 7 年 9 月期、和泊町農業委員会定例会を開催します。

はじめに会長の挨拶をお願いします。

○野村会長

みなさんおはようございます。8 月 28 日に令和 7 年度農業次世代人材投資事業（経営開始型）及び新規就農者育成総合対策事業（経営開始資金）等に係る審査会に参加し、15 名の予定が 14 名参加でした。みなさん頑張っている中、どうしても拡大をしたいけど面積が足りない。若い就農者の意見でした。こればっかりは、努力をしますという返答をしました。以上。

○先田局長

ありがとうございます。

それでは、和泊町農業委員会総会会議規則第 5 条により、議長は会長が務めることになつておりますので、会長にお願いしたいと思います。

○野村会長

それでは進めていきたいと思います。議事録署名人を、松田委員と三島委員、私の 3 人でいきたいと思います。よろしいですか。

（異議なしの声）

それでは議案に移ります。議案の第 27 号農地法第 3 条の規定による許可について、農地法第 3 条の規定による許可申請書を受理したので次の通り審議をお願いします。説明をお願いします。

○先田局長

申請番号 1 番、有償による所有権の移転。畠の所在地が国頭芭蕉俣〇〇。畠。農振農用地。面積 971 m²。渡人が国頭字の〇〇氏。受人が国頭字の〇〇氏。経営規模の拡大で、個人間売買。調査委員は新里委員です。

申請番号 2 番、有償による所有権の移転。畠の所在地が仁志大畠〇〇。畠。農振農用地。面積 3,198 m²。他 2 筆。合計 3 筆で総面積 9,409 m²。渡人が熊本県熊本市在住の〇〇氏。受人が仁志字の〇〇氏。農業委員によるあっせん。調査委員は亘委員です。

申請番号 3 番、使用貸借権の設定。申請番号 2 番の畠の移転終了後に渡人〇〇氏、受人株式会社〇〇との契約。あっせん委員は亘委員です。

申請番号 4 番、有償による所有権の移転。畠の所在地が畦布腰原〇〇。畠。農振農用地。面積 3,826 m²。他 1 筆。合計 2 筆で総面積 9,075 m²。渡人が畦布字の〇〇氏。受人が手々知名字の〇〇氏。農業委員によるあっせん。調査委員は三島委員です。

申請番号 5 番、無償による所有権の移転。畠の所在地が伊延伊延〇〇。畠。農振農用地。面積 4,503 m²。他 6 筆。合計 7 筆で総面積 12,075 m²。渡人が兵庫県神戸市垂水区在住の〇〇氏。受人が国頭字の〇〇氏。叔父から甥への贈与。調査委員は松田委員です。

申請番号 6 番、有償による所有権の移転。畠の所在地が畦布キ武手名〇〇。畠。農振農用地。面積 907 m²。他 1 筆。合計 2 筆で総面積 3,337 m²。渡人が兵庫県神戸市灘区在住の〇〇氏。受人が畦布字の〇〇氏。農業委員によるあっせん。調査委員は三島委員です。

申請番号 7 番、賃貸借権の設定。畠の所在地が瀬名真嘉屋〇〇。畠。農振農用地。面

積 667 m²。他 3 筆。合計 4 筆で総面積 5,803 m²。すみません、瀬名川内山〇〇。114 m² の地目を畠から山林へ訂正してください。渡人が和泊字の〇〇氏。受人が手々知名字の〇〇氏。あっせん委員は平委員です。

申請番号 8 番、使用貸借権の設定。畠の所在地が瀬名六俣〇〇。畠。農振農用地。面積 903 m²。他 1 筆。合計 2 筆で総面積 2,214 m²。渡人が和泊字の〇〇氏。受人が永嶺字の〇〇氏。あっせん委員は平委員です。

以上 8 件の申請は農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないと思われるため、許可要件をすべて満たしていると思われます。審議の方よろしくお願ひいたします。

○野村会長

それでは申請番号 1 番。今井委員お願いします。

○今井委員

申請番号 1 番の渡人〇〇氏の方から先月の総会で売りのあっせんを取り下げて個人間の売買をする圃場です。受人の〇〇氏は 53 歳で家族経営ですので農機具に関しても、何ら問題はないと思います。よろしくお願ひします。

○野村会長

申請番号 2 番、3 番。亘委員お願いします。

○亘委員

申請番号 2 番、渡人〇〇氏と受人〇〇氏ですけれども、以前から受人〇〇氏は申込番号 3 番の受人株式会社〇〇の構成員で、株式会社〇〇が耕作していた畠を申請番号 2 番の渡人〇〇氏から購入することになりました。申請番号 3 番と関連して、構成員の方が農地を取得すると会社の方に貸借をするということが紐づけられておりまますので、今回一緒に申請しております。申請番号 3 番の受人株式会社〇〇の経営状態ですが、成牛が 80 頭ほど、子牛が 50 頭ほど、飼料作物が 10 町ほど耕作しています。株式会社〇〇は申請番号 2 番の受人〇〇氏の父親が代表ですが、受人〇〇氏は後継者として頑張っていますので問題ないと思います。審議の方よろしくお願ひします。

○野村会長

申請番号 4 番、三島委員お願いします。

○三島委員

申請番号 4 番の受人〇〇氏は南栄糖業のエンタープライズに勤めていますが、奥様が専業農家で、2 人で手広くジャガイモ、サトウキビ、畜産をしていますので問題ないと思います。

○野村会長

申請番号 5 番、松田委員お願いします。

○松田委員

申請番号 5 番の渡人〇〇氏はずっと島を出て神戸市にいて帰る予定はなく甥への贈与です。渡人〇〇氏の父親が亡くなつてから、受人〇〇氏の両親が渡人〇〇氏の父親の姉夫婦が何十年も耕作しながら管理しています。受人〇〇氏も知名の J A で勤務する傍ら両親を助けて農業しています。何も問題はないかと思います。

○野村会長

申請番号 6 番、三島委員お願いします。

○三島委員

申請番号 6 番の渡人〇〇氏は神戸市に住んでいる方で、現在借りている受人〇〇氏が買うことになりました。受人〇〇氏は畜産を中心に手広くやっている農家なので、何も問題はないと思います。

○野村会長

申請番号 7 番、8 番。事務局お願ひします。

○先田局長

申請番号 7 番は以前から受人〇〇氏が渡人〇〇氏の畠を借りて耕作していましたが、契約をしていなかったので今回、改めて貸借権の契約です。

申請番号 8 番の受人〇〇氏は新規就農者の I ターンの方で渡人〇〇氏の畠で観葉植物を栽培しています。特別農用機械等使わないということです。契約がなかったので使用貸借の契約です。

○野村会長

以上、申請番号 1 番から 8 番まで何か質問がありますか。

(なしの声)

ないようなので、一緒に採決します。許可をして賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

賛成多数ですので、許可したいと思います。

それでは次に行きます。議案の第 29 号、農地のあっせん申出の受理及びあっせん委員の選任について、農地移動適正化あっせん事業実施要領第 9 に基づくあっせん申し出があったので、別紙のとおり提出します。併せてあっせん委員の選任をお願いします。説明をお願いします。

○三島主査

39 ページをご覧ください。売りたいのあっせん申出です。

整理番号 1 番、喜美留波取〇〇。畠。278 m²。他 4 筆。合計 5 筆で 1,763 m²。申出者が、喜美留字の〇〇氏、希望価格が相場です。売れるまで貸したいとの事で、貸したいのあっせん申出もでております。

整理番号 2 番、皆川田皆窪〇〇。畠。819 m²。他 3 筆。合計 4 筆で 5,617 m²。申出者が、皆川字の〇〇氏、希望価格が〇〇円からです。現在、株式会社〇〇が契約中です。

整理番号 3 番、喜美留筒岩〇〇。畠。431 m²。申出者が、奄美市の弁護士〇〇氏、亡〇〇氏の相続財産清算人。希望価格が相場です。

整理番号 4 番、喜美留坊ヤ田〇〇。畠。1,703 m²。他 1 筆。合計 2 筆で 2,865 m²。申出者が兵庫県加古郡在住の〇〇氏、希望価格が相場です。喜美留坊ヤ田〇〇の畠は 12 月 1 日開始の公社契約があります。

続いて、45 ページ。買いたいのあっせん申出です。

整理番号 1 番、土地の所在が国頭比嘉〇〇。畠。323 m²。申出者が国頭字の〇〇氏。希望価格は相場です。

整理番号 2 番、土地の所在が畦布船畠〇〇。畠。700 m²。他 1 筆。合計 2 筆で 1,150 m²。申出者が畦布字の〇〇氏。希望価格は〇〇円～〇〇円です。

続いて、48 ページ。貸したいのあっせん申し出です。

整理番号1番、伊延キセムト〇〇。畠。1,068 m²。他4筆。合計5筆で6,392 m²。申出者が、伊延字の〇〇氏、希望価格が相場です。

整理番号2番、喜美留波取〇〇。畠。278 m²。他4筆。合計5筆で1,763 m²。申出者が、喜美留字の〇〇氏、希望価格が10aあたり〇〇円です。

以上です。

○野村会長

売りたいのあっせん申出の整理番号1番、大里委員お願いします。

○大里委員

申出者〇〇氏から売りたいと貸したいのあっせんがでております畠ですが、先月の総会で、宅地申請の取消し後にあっせんをする畠が一部入っていますので、取消し後に一緒に進める予定ですが、意見を伺いたいです。

○先山主査

一部入っている畠は、今回の申出者の兄妹で、宅地申請後に家を建てていないので、畠のままで。先月貸しのあっせん申出が保留ですので、宅地申請を取り下げてもらってからの貸しのあっせんの審議となります。

○野村会長

事務局は取下げの書類を送ってあげてください。あっせん価格はどれくらいですか。

○大里委員

喜美留の売りの価格が〇〇円～〇〇円ですので、お互いの意見を聞きながら決めたいと思います。

○野村会長

あっせん価格は〇〇円～〇〇円で、あっせん委員は喜美留と手々知名でお願いします。

整理番号2番、皆吉委員お願いします。

○皆吉委員

申出者〇〇氏の4筆の畠ですが、現況は1枚で5反6畝です。定年後に帰ってきて、畠は貸したり、委託してサトウキビを作らせたりしていました。年齢的にも土地を手放したいということで、現在、サトウキビが残っている状態で株式会社〇〇が契約中です。全面積総額〇〇円でお願いします。

○野村会長

あっせん価格は総額〇〇円で、あっせん委員は皆川と大城でお願いします。現在、株式会社〇〇が契約中ということで、一応交渉をしてください。

整理番号3番、大里委員お願いします。

○大里委員

喜美留筒岩〇〇の畠は3筆に分かれている中の1筆です。以前、国頭字の〇〇氏が贈与を受けた畠が隣にあり、3筆を1筆だと思っていたようで全部使っていたとの事です。国頭の〇〇氏に購入するか話をしてからになります。

○今井委員

補足いたします。国頭字の〇〇氏は贈与受けた畠を全部だと思っていたのは、実際に

同じ所有者の別の場所の畑を所有していたので勘違いをしていたようです。なので、普通にあっせんしていいのではないかと思います。

○大里委員

喜美留の相場は〇〇円から〇〇円です。

○野村会長

あっせん価格は〇〇円から〇〇円でいきます。

○今井委員

すみません、この畑の向かい側に令和4年に売買した畑があるのですが、確かにその畑の価格が〇〇円から〇〇円だったのですが、その畑は畠かんもあったのでその価格で、今回の畑は畠かんもないのと、土地も浅いという話なのでもう少し下げてもらえたほうがいいと思います。

(大里委員と今井委員の話し合い中)

話し合いの結果、〇〇円から〇〇円になりました。

○野村会長

あっせん価格は〇〇円から〇〇円でいきます。あっせん委員は喜美留と国頭西部をお願いします。両隣の畑の人から話を進めてください。

申請番号4番、喜美留から、大里委員お願いします。

○大里委員

喜美留坊ヤ田〇〇の畑は、所有者の親の時から喜美留字の〇〇氏に無償で使って下さいということで耕作していた畑です。娘さんが所有者になって、売りたいと貸したいの両方希望があったようなのですが、〇〇氏は賃貸借契約をしたいという事で契約しています。

○久富委員

現在、西原字の〇〇氏が令和9年の1月まで公社契約をしている畑です。所有者の親が〇〇氏と親戚にあたる方で、使い勝手はあまりよくないと、面積が1,162 m²ですが、耕作できる面積が5畝もあるかどうかの畑として、あっせん価格をきめてから使用面積を支払いのほうがいいですか。

○野村会長

これは権利の移動ですので、お金で調整できるように全部買って使えない所は引くほうがいいと思います。西原の相場はいくらですか。

○久富委員

西原の相場は〇〇円からです。

○野村会長

喜美留のあっせん価格はいくらですか。

○大里委員

喜美留の相場は〇〇円からです。

○野村会長

喜美留のあっせん価格は〇〇円からで、西原のあっせん価格は〇〇円からでいきます。あっせん委員は喜美留と西原でお願いします。

次、買いのあっせん整理番号1番、今井委員お願いします。

○今井委員

国頭比嘉〇〇の畑ですが、申出者〇〇氏の畑の隣にあり、長い間一緒に1つの畑として使っていたようです。あっせん価格は〇〇円から〇〇円でお願いしますということで、東委員から話を伺っております。

○野村会長

あっせん価格は〇〇円から〇〇円で、あっせん委員は国頭の3名でお願いします。整理番号2番、三島委員お願いします。

○三島委員

あっせん価格は〇〇円から〇〇円です。

○野村会長

あっせん価格は〇〇円から〇〇円で、あっせん委員は畳布と和でお願いします。

(久富委員退出)

次、貸したいのあっせん整理番号1番、松田委員お願いします。

○松田委員

事務局に直接連絡があり、本人と連絡がなかなかとれなかつたのですが、伊延キセムト〇〇と伊延原〇〇の2筆は草がだいぶ生えていて直ぐ使うのは難しい状態です。以前に伊延の人が借りたいと話をしたときにまとめてでないと貸さないという事があつたと聞いた事がありました、今回は事務局に話があつたときになにか聞いていませんか。

○先田局長

まとめて貸したいという話は聞いていません。

○野村会長

他の3筆の状態はどうでしょうか

○松田委員

他の3筆は草とかはでてないですね。

○野村会長

まとめて貸したいという要望はなかつたとの事なので、借りたい人を探して下さい。相場としてどれくらいですか。

○松田委員

あっせん価格は高くて〇〇円からです。

○野村会長

あっせん価格は〇〇円から〇〇円で、あっせん委員は伊延と畳布でお願いします。整理番号2番は売りのあっせんがでていた畑ですね。あっせん価格が〇〇円であっせん

ん委員は喜美留と手々知名でお願いします。
以上ですが、なにか質問はありますか。

(なしの声)

ないようなので次にいきます。

議案第 28 号農地中間管理の推進に関する法律第 18 条及び 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について説明をお願いします。

○三島主査

内城字の地域集積協力金の契約をまとめて説明をします。25 ページの申請番号 42 番から 32 ページの申請番号 55 番まで内城字の集積協力金の契約となります。相対から公社への契約が 3 件、12 筆、27,804 m²。新規が 2 件、3 筆、7,609 m²。AtoA が 10 件、23 筆、61,701 m²。契約件数合計 15 件で、38 筆、97,114 m²が、25 ページの申請番号 43 番の契約についてですが、内城上原〇〇は 882 m²のみ畑として契約です。こちら備考欄への記載が漏れていますので追記をお願いいたします。タブレットの方は後ほどデータで送付します。

6 ページから新規の分のみ説明していきます。

申請番号 1 番、国頭花田〇〇。畑。1,377 m²。賃貸借契約で、国頭字の〇〇氏から国頭字の〇〇氏への契約。契約期間が令和 7 年 12 月 1 日から令和 17 年 11 月 30 日までの 10 年間です。備考欄のあっせん委員を新里委員に訂正お願いします。

申請番号 2 番、国頭手附〇〇。畑。1,225 m²。賃貸借契約で、兵庫県神戸市在住の〇〇氏から国頭字の〇〇氏への契約。契約期間が令和 7 年 12 月 1 日から令和 12 年 11 月 30 日までの 5 年間です。

申請番号 3 番、国頭安座〇〇。畑。1,687 m²。他 1 筆。合計 2 筆で 1,755 m²。賃貸借契約で、国頭字の〇〇氏から国頭字の〇〇氏への契約。契約期間が令和 7 年 12 月 1 日から令和 13 年 11 月 30 日までの 5 年間です。

申請番号 4 番、根折中原〇〇。畑。2,905 m²。他 6 筆。合計 7 筆で 14,734 m²。賃貸借契約で、根折字の〇〇氏から根折字の〇〇氏への契約。契約期間が令和 7 年 12 月 1 日から令和 13 年 11 月 30 日までの 6 年間です。

申請番号 5 番、根折字竿原〇〇。畑。374 m²。他 3 筆。合計 4 筆で 4,923 m²。賃貸借契約で、根折字の〇〇氏から根折字の〇〇氏への契約。契約期間が令和 7 年 12 月 1 日から令和 13 年 11 月 30 日までの 6 年間です。

申請番号 6 番、国頭安座〇〇。畑。3,678 m²。他 2 筆。合計 3 筆で 6,860 m²。賃貸借契約で、国頭字の〇〇氏から国頭字の〇〇氏への契約。契約期間が令和 7 年 12 月 1 日から令和 17 年 11 月 30 日までの 10 年間です。

申請番号 14 番、喜美留坊ヤ田〇〇。畑。1,703 m²。賃貸借契約で、兵庫県加古郡在住の〇〇氏から喜美留字の〇〇氏への契約。契約期間が令和 7 年 12 月 1 日から令和 13 年 11 月 30 日までの 6 年間です。

申請番号 39 番、出花神屋原〇〇。畑。722 m²。賃貸借契約で、鹿児島市在住の〇〇氏から出花字の〇〇氏への契約。契約期間が令和 7 年 12 月 1 日から令和 13 年 11 月 30 日までの 6 年間です。

申請番号 64 番、国頭長岩〇〇。畑。3,533 m²。他 1 筆。合計 2 筆で 5,373 m²。賃貸借契約で、愛知県豊田市在住の〇〇氏から国頭字の〇〇氏への契約。契約期間が令和 7 年 12 月 1 日から令和 17 年 11 月 30 日までの 10 年間です。

以上「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項」に規定するすべての要件に該当するものと判断いたします。審議のほどよろしくお願ひします。

○野村会長

それでは最初からいきます。申請番号1番，2番，3番，今井委員お願いします。

○今井委員

申請番号1番は所有者の方が耕作者を探してきて、話が決まっていたそうです。

申請番号2番，3番はみなしの解消です。

○野村会長

次，申請番号4番，5番，山田(定)委員お願いします。

○山田(定)委員

申請番号4番は、本人同士の話合いです。渡人〇〇氏の奥様の甥っ子が受人〇〇氏で畜産，バレイショ，ユリ球根など頑張っています。5月に弟も帰ってきて兄弟で頑張っています。問題ないと思います。

申請番号5番も本人同士の話合いです。受人〇〇氏は渡人〇〇氏の甥っ子で、畜産で頑張っていますので問題ないと思います。

○野村会長

次，申請番号6番，今井委員お願いします。

○今井委員

申請番号6番は、渡人〇〇氏は高齢により畠ができないということでの申請で、受人〇〇氏は借りたいのあっせんから順番にあたって、3人目でやっと使ってもいいとの話で契約になりました。

○野村会長

次，申請番号14番，大里委員お願いします。

○大里委員

申請番号14番は、先ほどの売りたいのあっせんの整理番号4番で説明しましたとおりです。

○野村会長

次，申請番号39番，事務局お願いします。

○先田局長

申請番号39番は受人〇〇氏の父親である〇〇氏が契約をしていましたが今回、契約が切れるということで、息子の受人〇〇氏との契約です。父親と一緒に農業を頑張っているので問題ないかと思います。

○野村会長

次，申請番号64番，今井委員お願いします。

○今井委員

申請番号64番は、以前の契約していた方が受人〇〇を渡人〇〇氏に紹介していました。受人〇〇氏は渡人〇〇氏の親戚関係にあるということで契約となりました。

○野村会長

以上ですけど、何か質問がありますか。

(なしの声)

なければ、すべて一括で許可をしてよろしいですか。賛成の方の挙手をお願いします。

(多数挙手)

はい。賛成多数ですので許可をします。

ここでみなさんに苦言を呈したいと思います。

今、あちこちで集積をやって協力金がもらえてるとかいう情報を勘違いして、農業委員会を通じるとお金が貰えると誤解している人がいるようです。農業委員から聞いたと伝わっているみたなので、きっと言葉足らずで勘違いしているのではないかと思うのですが、集積という事業の活動をしたら協力金が貰えるということの説明をしてないのかと思うので、今後十分気をつけてください。以上です。

次、その他、事務局お願ひします。

○先田局長

農業委員会の法令遵守の実施及び今後の対応についてということで、51ページに他の地域の処分事案の資料提供分を載せてあります。これについて法令遵守を徹底して下さいとの事で文書が来ています。50ページに申し合わせ決議という文書を全部読上げます。

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の適正化を実現する責務を負っている。特に、農地制度に基づく許認可に係わる事務については、個人情報に接する事も多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適切に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和7年9月24日和泊町農業委員会

という事で、法令に則り仕事を進めていきましょうという申し合わせになります。

○野村会長

はい。次は報告で當農計画書の届出書による農地台帳作成に関する報告と合意解約報告と（3）農地法第3条の3第1項の規定（相続）による報告ですので、後で目を通してください。

質問がなければ、次回は10月23日、9時から行います。議案の締め切りが10月15日、現地確認が16日。発送が20日となります。以上です。

令和7年 月 日

会長

署名委員

署名委員